

東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価方法書の概要

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	国土交通省関東地方整備局
	国土交通省東京航空局
代表者の氏名	国土交通省関東地方整備局長 渡辺 和足
	国土交通省東京航空局長 辻村 邦康
主たる事務所の所在地	(関東地方整備局) 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
	(東京航空局) 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

2 対象事業の目的及び内容等

(1) 対象事業の目的

東京国際空港（羽田空港）は、国内航空旅客の約60%が利用する国内航空輸送ネットワークの要であり、今後さらに国内航空需要の増大が見込まれる中、既にその能力の限界に達している。

本事業は、羽田空港に4本目の滑走路を新設し、年間の発着能力を現在の28.5万回から40.7万回に増強して、発着容量の制約の解消、多様な路線網の形成、多頻度化による利用者利便の向上を図るとともに、その発着余裕枠を活用して国際定期便の就航を可能とするものである。

(2) 対象事業の内容

○対象事業の種類

滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
公有水面の埋立て

○対象事業が実施されるべき区域の位置

東京都大田区羽田空港及び地先公有水面

○対象事業の規模

新設する滑走路の長さ：2,500メートル
公有水面の埋立て：約100ヘクタール

○対象事業の飛行場の利用を予定する航空機の種類

大型ジェット機、中型ジェット機、小型ジェット機等

(3) その他の対象事業に関連する事項

・新設する滑走路は、埋立・栈橋組合せ構造を前提とする。

・滑走路の新設に伴い必要となる既存施設の移設等を実施する。

・PFI手法等により、民間活力を導入して現空港用地内に国際線ターミナルビル、駐車場、エプロン等を新設する。

3 対象事業実施区域及びその周囲の概況

[対象事業実施区域の位置等]

○対象事業実施区域は、東京港港湾区域、川崎港港湾区域内にあり、近傍には東京西航路、川崎航路がある。

○対象事業実施区域は多摩川河口部の北側に位置している。

○対象事業実施区域周囲の沿岸部の多くは、工場等が多数分布する地域、それらの地域より陸側では住宅等が比較的密集した地域となっているが、大規模な住宅団地等は見られない。

〔大気環境〕

○対象事業実施区域周囲にある一般環境大気測定局60局の平成14年度の測定結果は、二酸化硫黄と一酸化炭素については全測定局で環境基準が達成されている。また、二酸化窒素については42局で、浮遊粒子状物質については21局で環境基準が達成されており、光化学オキシダントについては全測定局で環境基準が達成されていない。

○対象事業実施区域周囲における航空機騒音は、平成14年度又は平成15年の調査において、45～84WECPNLであり、環境基準に基づき地域類型をあてはめた地域の全ての調査地点において環境基準を達成している。

〔水環境〕

○対象事業実施区域周囲の河川における環境基準の適合状況は、平成10年度から14年度までの生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果について、平成12年度の立会川を除き、すべて達成している。

○対象事業実施区域周囲の海域は、化学的酸素要求量(COD)について環境基準のC類型及びB類型に指定されているが、平成10年度から14年度までの測定結果はB類型の海域での適合状況が低くなっている。全窒素（T-N）及び全リン（T-P）については環境基準のIV類型に指定されているが、同じく5年間の状況について両項目とも適合率は低く、東京湾中央付近を除き、ほとんどの海域で環境基準（暫定目標）を達成していない。

○対象事業実施区域周囲の海域では、底質中の有機物含有量の指標となるCODについて、羽田空港周辺の造成浅場及び周辺干潟や砂浜等の礫分及び砂分の割合が高い海域は10mg/g以下となっているが、その他の海域は20～30mg/gと比較的高い値を示している。

○東京湾の流れは、下げ潮時は湾奥部から湾口部へ南下し、上げ潮時は湾口部から湾奥部へ北上する流れとなり、ともに湾の主軸方向に沿って流れている。流速は、対象事業実施区域周囲では0.2～0.4ノット(10.3～20.6cm/s)程度である。また、長周期の流れ（恒流）は、湾全体の傾向として冬季には時計回り、夏季には反時計回りの循環流が存在している。さらに、対象事業実施区域周囲は湾の西岸沿いに湾奥部から湾口部に向かって南下する流れがみられる。

〔土壌、地形・地質〕

○対象事業実施区域周囲の土壌は、その大部分が人工改変地（埋立地、干拓地）となっている。

○対象事業実施区域周囲の水深は20m以浅となっているが、現在の空港のまわりは10m以浅の浅場となっている。また、対象事業実施区域のうち多摩川河口に位置する部分は水深の変化が急となっている。

○対象事業実施区域周囲の海岸線はほとんどが人工護岸であり、かつては広大な干潟や浅海域が広がる海域であったが、護岸構築によって陸域から浅海域、沖合域といった連続した地形はほとんど存在しない。

○現在の空港の周囲には、人工的に造成した浅場があり、多摩川河口域の右岸側（川崎市側）には自然の河口干潟が存在している。

〔動植物・生態系その他〕

○東京湾は広域な閉鎖性内湾であり、このような海域の奥部では、一般に富栄養化が進み、赤潮の頻出、貧酸素水塊の存在、特に夏季の高温期における成層の形成による底層界の環境劣化が顕著である。また、過去には沿岸域に連続して存在していた広域な干潟や浅海域は面積が減少しているとは言え、現在も点在し、東京湾の重要な生物生息場となっている。

○対象事業実施区域周囲の海域は多摩川河口付近に位置することから、流れ、水質とも河川水の影響を受け、これ

らに対応する生物の生息が確認されているなどの特性が認められる。

○対象事業実施区域周囲には自然景観資源に該当する景観資源は確認されていない。

4 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定

(1) 選定した項目

10項目

(大気環境、水環境、土壌に係る環境その他の環境、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等)

(2) 対象事業の評価項目と行為内容の関係

環境要素の区分			行為内容（影響要因の区分）
大気環境	大気質	窒素酸化物	〈飛行場〉 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・航空機の運航 ・飛行場の施設の供用 ・飛行場を利用する車両のアクセス道路走行
			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事
		粉じん等	〈飛行場〉 ・造成時の施工による一時的な影響 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事
	浮遊粒子状物質	〈飛行場〉 ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・航空機の運航 ・飛行場の施設の供用 ・飛行場を利用する車両のアクセス道路走行	
			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事
		光化学オゾン	〈飛行場〉 ・航空機の運航 ・飛行場の施設の供用
	騒音	建設作業騒音	〈飛行場〉 ・建設機械の稼働
			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事
		道路交通騒音	〈飛行場〉 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・飛行場を利用する車両のアクセス道路走行
〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事			
航空機騒音	〈飛行場〉 ・航空機の運航		

	低周波音		〈飛行場〉 ・航空機の運航
	振動	道路交通振動	〈飛行場〉 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事
	電波障害		〈飛行場〉 ・航空機の運航
	悪臭	悪臭の程度	〈飛行場〉 ・造成時の施工による一時的な影響
			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事
水環境	水質	水の汚れ (化学的酸素要求量/全窒素、全リン/溶存酸素/その他)	〈飛行場〉 ・飛行場の存在
			〈埋立〉 ・埋立地の存在
		土砂による水の濁り	〈飛行場〉 ・造成時の施工による一時的な影響
			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事
	底質		〈飛行場〉 ・造成時の施工による一時的な影響 ・飛行場の存在
			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事 ・埋立地の存在
	流況		〈飛行場〉 ・飛行場の存在
			〈埋立〉 ・埋立地の存在
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	海岸地形	〈飛行場〉 ・飛行場の存在
			〈埋立〉 ・埋立地の存在
動物	水生動物	動物プランクトン、底生生物、魚介類、魚卵・稚仔魚等	〈飛行場〉 ・造成時の施工による一時的な影響 ・飛行場の存在
			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事 ・埋立地の存在
	陸生動物	鳥類	〈飛行場〉 ・造成時の施工による一時的な影響 ・飛行場の存在 ・航空機の運航
			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事 ・埋立地の存在
植物	水生植物	植物プランクトン等	〈飛行場〉 ・造成時の施工による一時的な影響 ・飛行場の存在

			〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事 ・埋立地の存在
生態系	地域を特徴づける生態系	〈飛行場〉	・造成時の施工による一時的な影響 ・飛行場の存在
		〈埋立〉	・護岸の工事 ・埋立ての工事 ・埋立地の存在
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	〈飛行場〉	・飛行場の存在
		〈埋立〉	・埋立地の存在
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	〈飛行場〉	・造成時の施工による一時的な影響 ・飛行場の存在
		〈埋立〉	・護岸の工事 ・埋立ての工事 ・埋立地の存在
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	〈飛行場〉	・造成時の施工による一時的な影響
		〈埋立〉	・護岸の工事
	施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物	〈飛行場〉	・飛行場の施設の供用
温室効果ガス等	二酸化炭素等	〈飛行場〉	・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・航空機の運航 ・飛行場の施設の供用
		〈埋立〉	・護岸の工事 ・埋立ての工事

(3) 標準項目のうち選定しない項目

環境要素の区分			行為内容（影響要因の区分）
大気環境	振動	建設作業振動	〈飛行場〉
			・建設機械の稼働 〈埋立〉 ・護岸の工事 ・埋立ての工事
水環境	水質	水の汚れ（化学的酸素要求量）	〈飛行場〉 ・飛行場の施設の供用
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	〈飛行場〉
			・飛行場の存在 〈埋立〉 ・埋立地の存在